

# 民間教育訓練機関の役割と職業訓練 サービスの質の確保・向上等について

# **1. 民間教育訓練機関をめぐる状況**

# 民間教育訓練機関をめぐる状況

公的職業訓練を実施している民間教育訓練機関は約2,000事業所。求職者支援訓練の申請件数、認定件数、開講件数それぞれ減少傾向。

## ■ 公的職業訓練(注)を実施している民間教育訓練機関の数(事業所数)

	委託訓練を実施している事業所	求職者支援訓練を実施している事業所	合計 (重複を考慮)
平成29年度	1,435	903	
平成30年度	1,511	893	1,990

## ■ (参考)教育訓練給付の指定講座を実施する施設数

専門実践教育訓練の施設数	特定一般教育訓練の施設数	一般教育訓練の施設数
1,271	56	1,720

## ■ 求職者支援訓練を実施している民間教育訓練機関における状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
申請件数	10,439	8,105	6,492	5,183	4,333	3,669
認定件数	8,042	5,815	4,733	4,384	3,793	3,225
開講件数	6,380	4,828	3,877	3,391	2,916	2,557

(注) 公的職業訓練のうち、離職者訓練・求職者支援訓練の実施状況を表しており、在職者訓練は含まない。

## 都道府県別にみた公的職業訓練を行う民間教育訓練機関数

都道府県別に、公的職業訓練を行う民間教育訓練機関の事業素数をみると、東京都が118と最も多く、次いで福岡県115、大阪府107となっている。一方、民間教育訓練機関の事業所数が少ない都道府県では、福井県が17と最も少なく、香川県18、佐賀県19と続く。

### ■ 求職者支援訓練、委託訓練を実施する民間教育訓練機関数(都道府県別、事業所数)

	都道府県名	民間教育訓練機関数
1位	東京都	118
2位	福岡県	115
3位	大阪府	107
4位	北海道	103
5位	兵庫県	69
6位	新潟県	67
7位	千葉県	64
8位	愛知県	64
9位	埼玉県	61
10位	神奈川県	54

	都道府県名	民間教育訓練機関数
38位	山梨県	24
39位	高知県	24
40位	鳥取県	22
41位	山形県	21
42位	滋賀県	21
43位	三重県	20
44位	岐阜県	19
45位	佐賀県	19
46位	香川県	18
47位	福井県	17

(資料)厚生労働省調べ(2019年10月時点)

# 厚生労働省におけるeラーニングを推進するための取組

## eラーニングを活用した公共職業訓練の実施

### (経緯、背景)

「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」(平成27年8月28日)において「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」がまとめられ、ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進として「職業訓練におけるeラーニング等の活用を促進する」とされた。

また、これを受け「第10次職業能力開発基本計画」においては、育児・介護等の事情により通所で職業訓練を受講することが困難な求職者に対して、職業訓練の受講方法の選択肢を広げるため、eラーニング等による訓練の実施について検討することとしている。

- ✓ **公共職業訓練において、平成29年10月よりeラーニングコースを設定可能とした。**

## 人材開発支援助成金による助成

- ✓ 事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を人材開発支援助成金により助成。
- ✓ 専門実践教育訓練給付指定講座及び育児休業中の者に対する訓練については、eラーニングを含む通信制による訓練についても例外的に助成対象としてきたところだが、**令和元年4月以降、一般教育訓練給付指定講座(4月～)、特定一般教育訓練給付指定講座(10月～)の訓練についても、通信制による訓練を助成対象とした。(ただし、訓練経費の助成に限る。)**

## 教育訓練給付における要件明確化

- ✓ **令和元年10月指定分の講座より、eラーニングの要件を明確化。**

## 民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインの見直し

- ✓ **平成31年度のガイドライン見直しの際に、eラーニングに関する項目を追加。**

### (例)該当部分の抜粋

#### 3.2 職業訓練サービスの設計

##### 3.2.2 モニタリング方法の明確化

###### 【指針】

民間教育訓練機関は、職業訓練サービスの設計に当たり、訓練目標の達成に向けて、効果的かつ効率的な職業訓練の促進及び支援方法の準備や見直しを行うために、職業訓練の効果や成果の活用に関する事前評価の方法、訓練期間中のモニタリング方法、訓練修了後の評価方法を明確にする。

###### 【指針の補足説明】

■受講者の訓練目標に対する到達状況を訓練期間中に把握するため、適切な方法で受講者の本人確認を実施した上で、受講者に対する意見聴取や職業能力の習得状況の確認等のモニタリング方法を、以下の例を参考にして明確にします。なお、受講者に対して事前に十分な説明を行うとともに、受講者の同意を得ておくことが必要です。

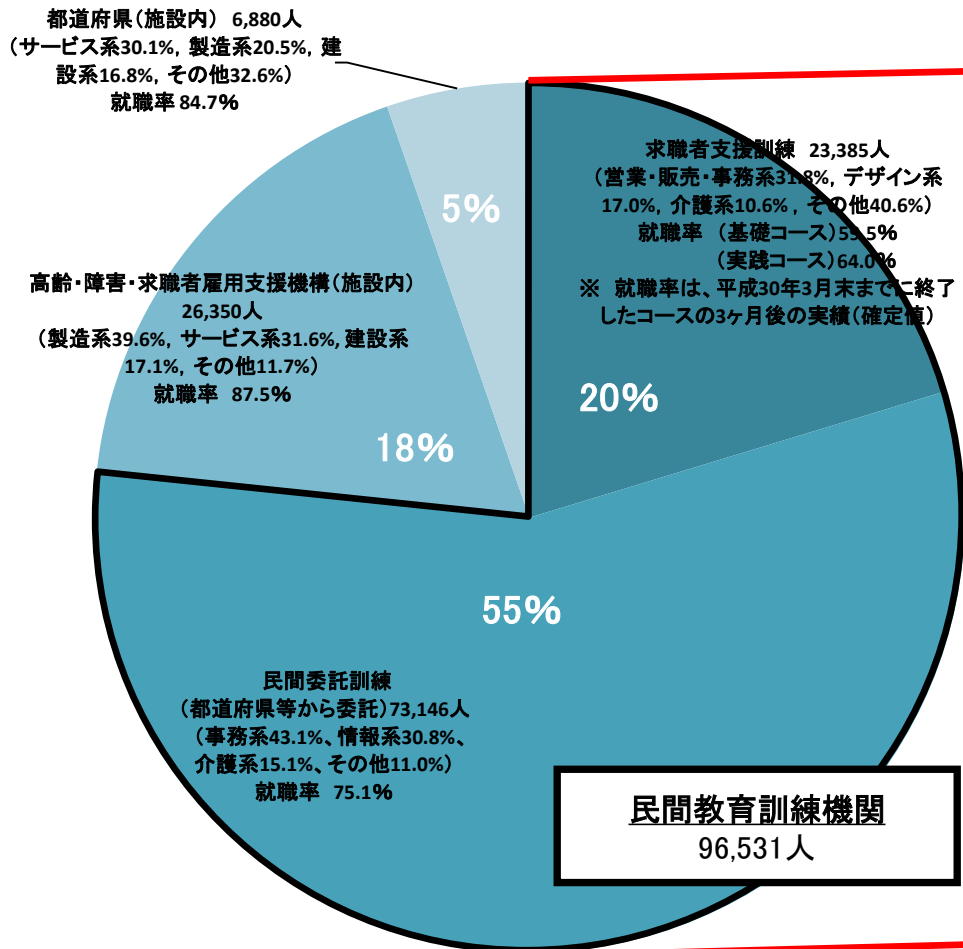
特にeラーニングで職業訓練サービスを実施する場合は、LMS(Learning Management System＝訓練の受講管理のためのシステム)により学習進捗状況をきめ細かに管理し、学習のつまずき、停滞をリアルタイムで検知するなど、的確なフォローアップを行うことが必要になります。

(受講者の本人確認の例)

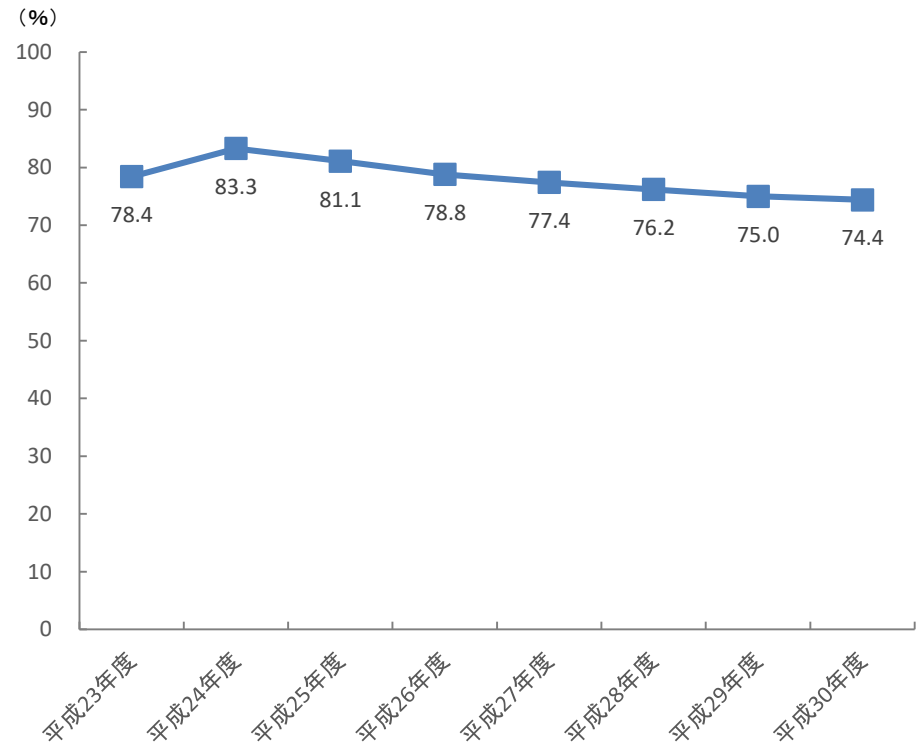
- (ア) 公的身分証明書の定期的な掲示(送付)
- (イ) 提出物に本人のみに交付するIDの記載欄を追加する
- (ウ) (eラーニングで実施する場合)本人のみに交付するIDとパスワードによるログイン
- (エ) (eラーニングで実施する場合)動画通信・メール・電話等による直接のコミュニケーション等

# 民間教育訓練機関における離職者訓練・求職者支援訓練の実施状況(平成30年度)

平成30年度は129,761人に訓練を実施。**約75%**は民間教育訓練機関により実施。



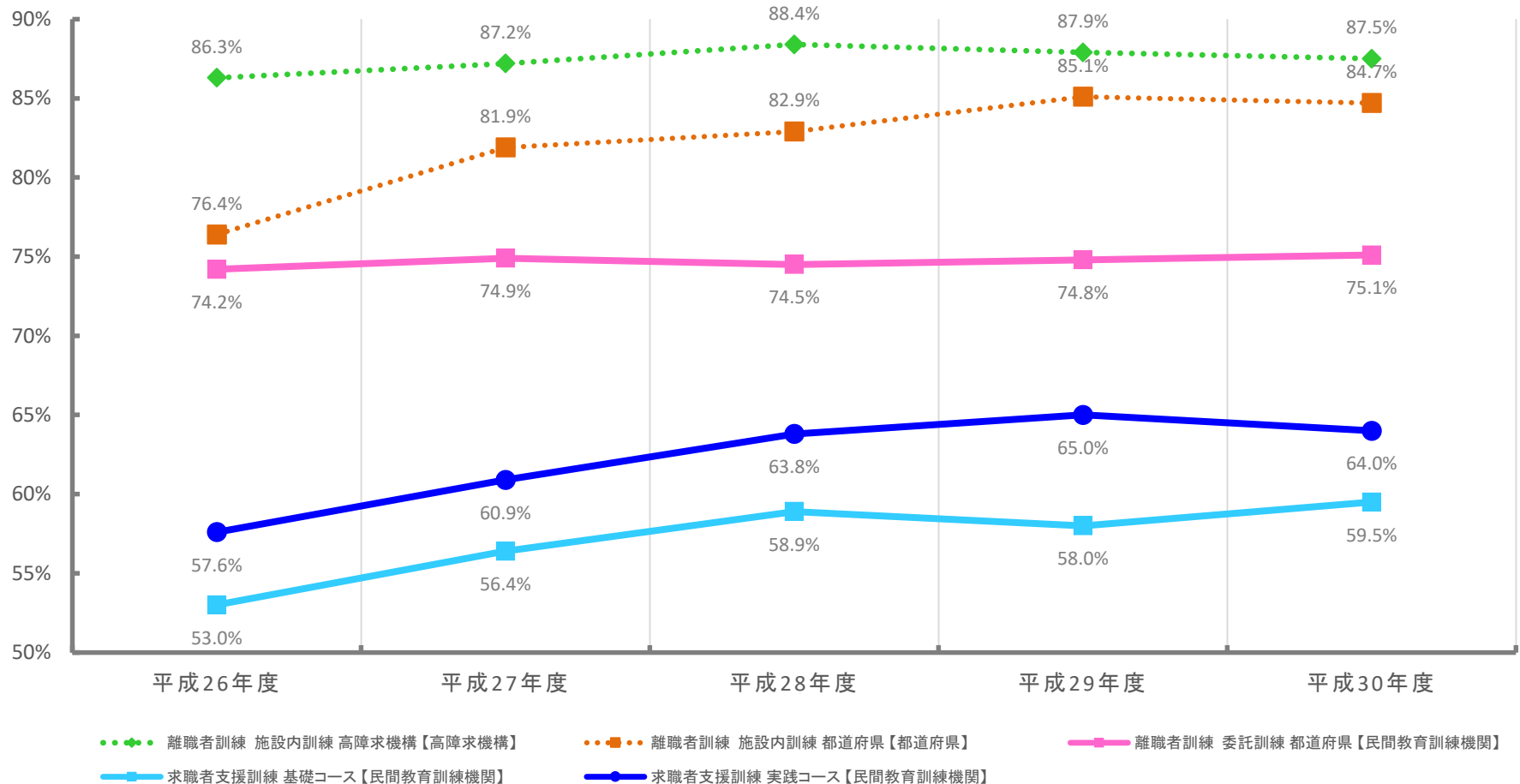
■ 公的職業訓練を民間教育訓練機関が実施する割合の推移



(注) 上記は公的職業訓練のうち、離職者訓練・求職者支援訓練の実施状況を表しており、在職者訓練は含まない。  
 (資料) 厚生労働省 第2回 今後の人材開発政策の在り方に関する研究会「資料3 公的職業訓練について」

# 民間教育訓練機関における公共職業訓練・求職者支援訓練における就職率の推移

高障求機構、都道府県が行う離職者に対する施設内訓練における就職率は、民間教育訓練機関に委託して実施している離職者訓練や求職者支援訓練と比較して、やや高い傾向となっている。

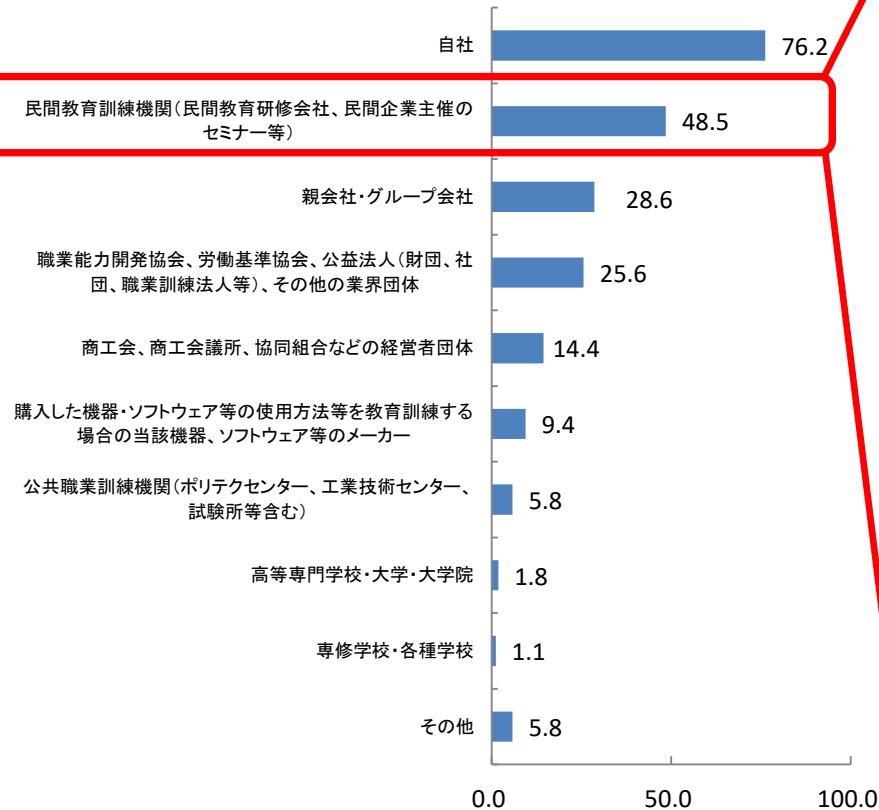


(注)30年度の求職者支援訓練の就職率は、平成31年1月末までに終了したコースの3ヶ月後の実績(速報値)  
 (資料)厚生労働省 第2回 今後の人材開発政策の在り方に関する研究会「資料3 公的職業訓練について」

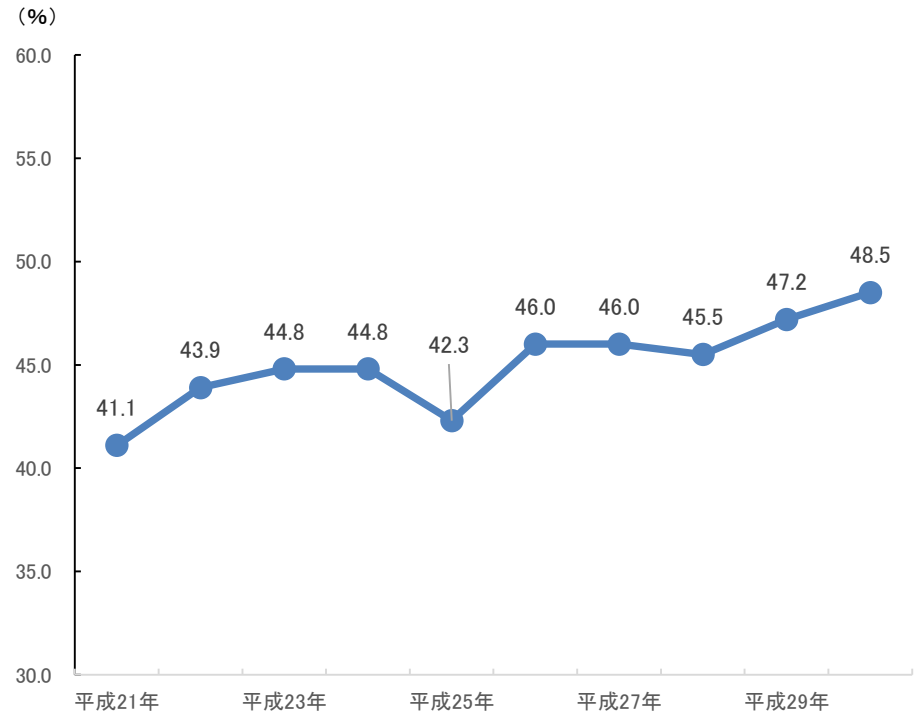
# 企業の実施するOFF-JTにおける民間教育訓練機関の活用の状況

正社員に対するOFF-JTを民間教育訓練機関によって実施する企業数は、平成21年度は41.1%であったが、平成30年度には48.5%となっており、増加傾向となっている。

## ■ 実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類



## ■ 正社員に対して実施したOFF-JTの教育訓練機関を「民間教育訓練機関(民間教育研修会社、民間企業主催のセミナー等)」と回答した企業割合の推移



(資料)厚生労働省「平成30年度能力開発基本調査」



## **2. 職業訓練サービスの質に係る規格・指標等**

# 独立行政法人 高齢・障害・求職者支援機構 職業訓練サービスガイドラインの概要

高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練サービスガイドライン(以下、機構版ガイドラインという。)はPDCAサイクルによる訓練の質保証の取組及び仕組みを体系化・明文化した指針として、他の事例に先行して策定された。(ISO29990に規定された要求事項に対応している)【平成21年策定】

## 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練サービスガイドライン

### 第3節 (職業訓練サービス)

### 第4節 (組織マネジメント)

#### PLAN

- 職業訓練ニーズ等の明確化
  - ・事業所や受講者に対するアンケート調査、ヒアリング調査によるニーズ把握
  - ・国・各都道府県の雇用対策・産業政策等の把握
- 職業訓練プログラム等の設定
  - ・職業能力開発体系(仕事の体系と訓練の体系)を用いたニーズの分析
  - ・カリキュラムモデルをベースとしてニーズに応じたコース設定
  - ・先進的・モデル的なコースについては、プロジェクト方式により開発

#### DO

- 職業訓練プログラム等の実施
  - ・訓練内容、指導体制等の情報提供
  - ・カリキュラムのポイントを押さえた指導
  - ・受講者の習得状況に応じた訓練の実施
  - ・キャリア・コンサルティングの実施
- 職業訓練プログラム等のモニタリング
  - ・訓練目標に対する受講者の訓練期間中及び訓練終了時の技能等の習得状況の確認
- 職業訓練に関する各種支援、関係機関等との連携
  - ・都道府県、民間教育訓練機関等へのノウハウの提供

#### ACTION

- 見直し及び改善
  - ・点検結果を踏まえ、追加・変更すべきニーズの把握と訓練コースの見直し
  - ・訓練コースの設定から実施、評価に至る業務プロセス全体の見直し

#### CHECK

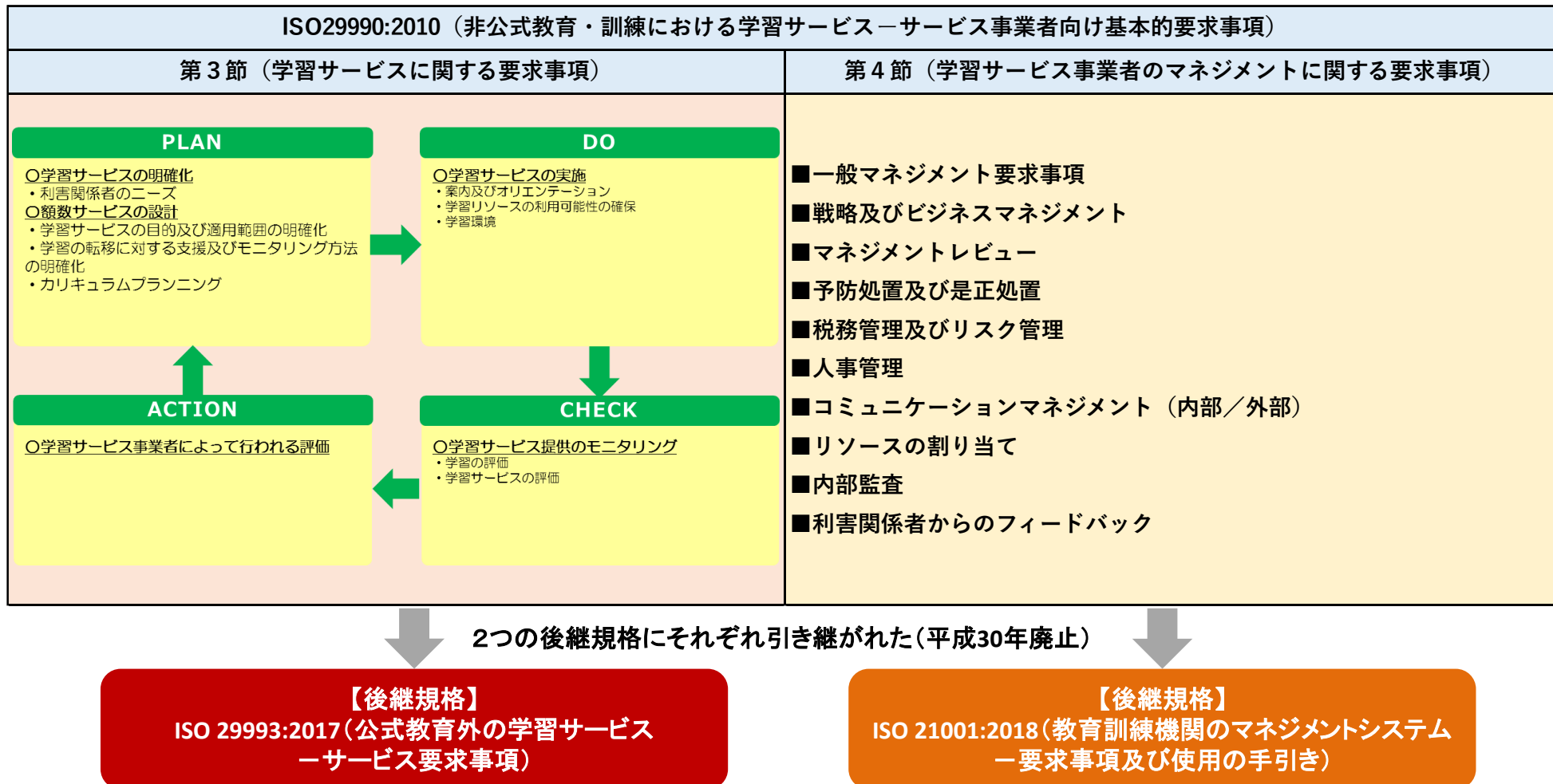
- 職業訓練サービスの評価
  - ・把握した受講者ごとの習得状況に係る評価の実施(習得状況が不十分な受講者に対しては、補習等を実施)
- 監査
  - ・内部監査の実施
  - ・経営層による点検(マネジメントレビュー)の実施

- マネジメントシステムの確立
- 事業戦略及び計画
- 文書管理
- 財務管理
- 安全衛生管理(作業環境と安全衛生)
- リスク・アセスメント
- 人事管理
- 施設・設備管理
- ナレッジ・マネジメント(国家的資産の蓄積と継承)
- 監査
- 見直し及び改善

(資料)独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構 職業訓練サービスガイドラインをもとに厚生労働省作成

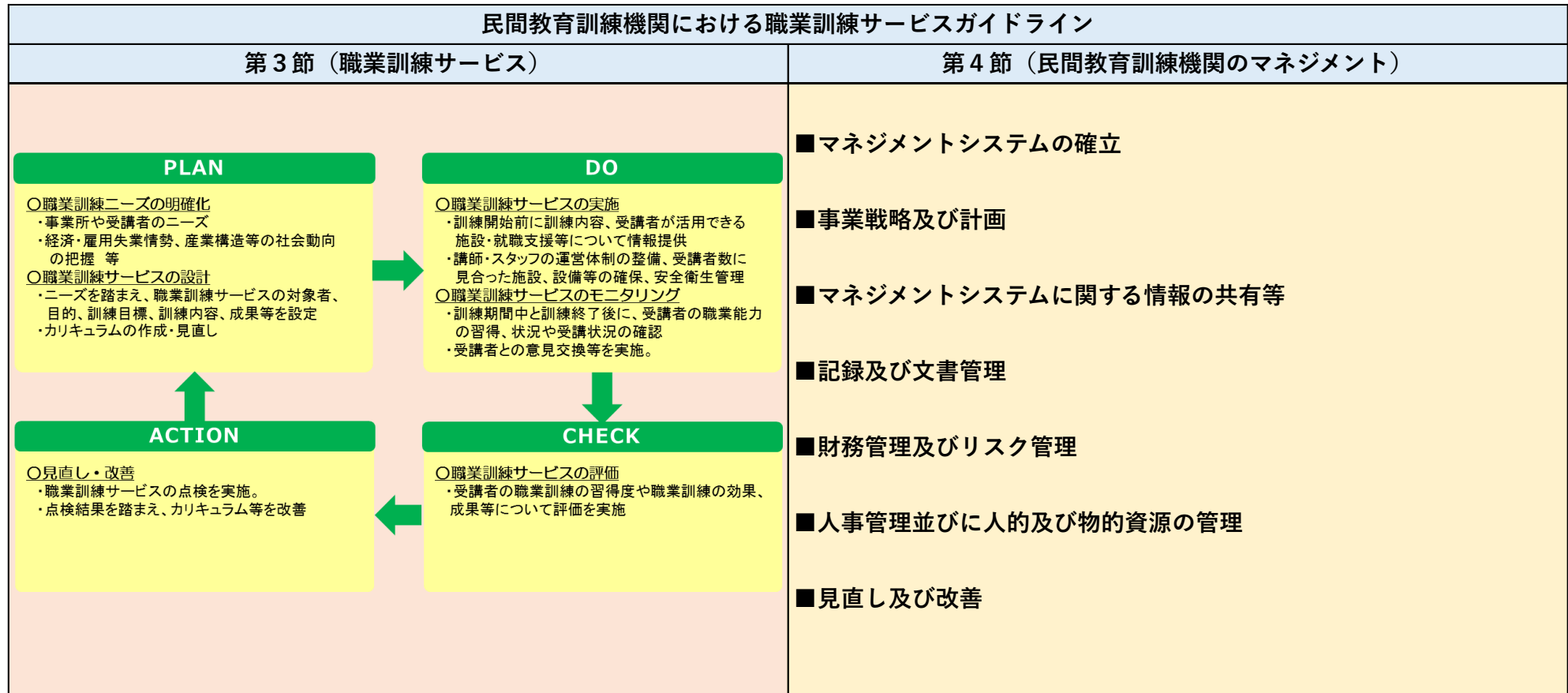
# ISO29990:2010(非公式教育・訓練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項)の概要

非公式教育訓練分野における学習サービスの計画、開発、提供に関する共通の基準と専門的な教育訓練プログラム実施のための包括的な質保証のモデルを事業者に提供することを目的に発行された【平成22年発行】



# 職業訓練サービスガイドラインの概要

「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(以下、ガイドラインという。)」は、民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質向上を目的とした、国内で初となる民間教育訓練機関のためのガイドライン。【平成23年厚生労働省策定】



# 職業訓練サービスの質に係る指標(具体的な要件/具体例、評価指標の例)

職業訓練サービスの質に係る指標として、委託訓練及び求職者支援訓練を実施する機関においては、「訓練の受託実績」、「就職支援体制」、「職業訓練サービスガイドライン研修の受講、またはISO29990の取得」、「キャリアコンサルティングの実施」「不正行為」「就職実績に応じた委託費の支給」が共通した項目として挙げられる。これらの訓練を委託する民間教育訓練機関に対しては、それぞれの制度の趣旨に沿って委託先選定の際に求めるべき要件や評価指標を定めている。

根拠		委託訓練	求職者支援訓練
		委託訓練実施要領	求職者支援訓練の認定基準
具体的な要件/具体例	訓練の受託実績 (受託実績があった場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の就職率</li> <li>○過去の就職支援への取組状況</li> <li>○過去の就職状況回収率 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去3年間に同種の職業訓練の実施実績</li> <li>○過去3年間の就職率</li> <li>○過去の就職状況回収率 等</li> </ul>
	就職支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職支援の実施見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職支援責任者の配置</li> <li>○就職支援に関する措置(職業相談、求人情報の提供、履歴書作成に係る指導 等)</li> </ul>
	キャリアコンサルティングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ジョブ・カード作成アドバイザー、またはキャリアコンサルタントの配置</li> <li>○ジョブ・カードを用いた、キャリアコンサルティングを訓練期間中に3回以上行う事うように努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ジョブ・カード作成アドバイザー、またはキャリアコンサルタントの配置</li> <li>○訓練受講生に対して、訓練期間中に3回以上(訓練受講期間が3カ月未満の場合は1カ月に少なくとも1回以上)キャリアコンサルティングを受けさせる</li> </ul>
	職業訓練サービスガイドライン研修の受講、ISO29990の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「職業訓練サービスガイドライン研修」を過去5年以内に受講したものが在籍している、もしくはISO29990の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「職業訓練サービスガイドライン研修」を過去5年以内に受講したものが在籍している、もしくはISO29990の取得</li> </ul>
	不正行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>○偽りその他の不正な行為を行い、または行おうとしたことが明らかとなった委託先機関については、5年以内の期間において受託機会が与えられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去5年以内の求職者支援訓練において、不適切な行為をしたことがある者またはその他関係法令の規定に反した等の理由により求職者支援訓練を行わせることが不適切であると高障求機構が認めた場合、欠格要件に該当する</li> </ul>
	就職実績に応じた委託費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>就職実績に応じた就職支援経費を支給するコースを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践コースにおいて、就職率に応じて認定職業訓練実施付加奨励金を支給</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各訓練コースに応じて求める要件等が異なる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○帳簿の適切な保管</li> <li>○業務運営体制の構築</li> <li>○個人情報の適切な管理</li> <li>○責任者の配置</li> <li>○施設及び設備(面積、環境、パソコン使用に関する内容など)</li> <li>○講師(資格要件、経験、講師数等)</li> <li>○習得された技能及びこれに関する知識の評価</li> </ul> <p style="text-align: center;">等</p>
評価指標の例		2回連続して同種訓練の就職率が35%を下回らないこと	過去3年間に、基礎コース:30%、実践コース:35%の就職率を下回らないこと

### **3. 職業訓練サービスの質の確保・向上の取組**

## これまでの取組①

### 第9次職業能力開発基本計画(抄)＜平成23～27年度＞

#### 第4部 職業能力開発の基本的施策

##### 8 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能(総合調整機能)の強化

###### ロ 職業訓練に係る情報の提供・品質の確保

職業訓練受講者が、自らに適した職業訓練を選択・受講し、早期かつ円滑に就職することを可能とするため、職業訓練の受講者の選択に資する情報提供の仕組みの構築や、職業訓練自体の品質の確保を行うことが求められている。その際には、訓練実施機関、訓練内容、就職実績や、応募・選考手続、受講要件等の情報を適切に提供する必要がある。また、職業能力開発施策についての国民一般の理解を深めるため、インターネット等を活用して、国は職業能力開発施策のメニューや活用の方法等についての情報発信に努めていく。

なお、民間教育訓練機関等の実施する職業訓練の品質を維持・向上させること等を目的とした非公式教育・訓練における学習サービスに係る国際規格ISO29990が平成22年9月に発行されたところであり、当該規格においても、訓練実施機関が訓練内容等について訓練受講者及び利用者に対して確実に情報開示するよう求めているところである。当該規格には、訓練内容等の情報開示のほか、①訓練ニーズの把握、適切なカリキュラムの策定、指導者の質の確保、訓練効果の評価等の訓練サービスに係る要求事項や、②訓練サービス事業者の経営管理体制の整備、事業計画の作成・記録、財務管理、内部監査等のマネジメントに係る要求事項等が示されている。このため、当該規格を踏まえ、公的職業訓練の質の保証及び向上、民間教育訓練機関の自発的な質の保証及び向上に対する支援、民間教育訓練機関を委託訓練や今後創設される求職者支援制度における訓練の実施機関として活用する場合の質の保証及び確保等のツールとなるガイドラインを早期に策定し、その普及・促進を図っていく。

### 第10次職業能力開発計画(抄)＜平成28～令和2年度＞

#### 第4部 職業能力開発の基本的施策

##### 4 人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

###### (2) 産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練等の実施

###### ホ 職業訓練サービスの質の確保・向上

訓練の質の確保や更なる向上を図るため、ISO29990:2010(非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要求事項)を踏まえて策定された、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」について、実態に合わせてその内容を見直すとともに更なる普及啓発に努める。具体的には、高障求機構が実施する研修の受講促進、訓練機関の取組の好事例の周知、ガイドラインに沿った取組を進める優良訓練機関の認定(スキーム)の検討等、民間教育訓練機関の提供する職業訓練サービスの質の向上に向けた取組を推進する。

# これまでの取組②

		2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 平成31年/令和元年			
社会背景		●リーマンショック						●有効求人倍率が1.0を超え、雇用環境の改善がみられる		●日本再興戦略2016						
		第9次能力開発基本計画						第10次能力開発基本計画								
質 向 上 の 取 組	独)高障求機構	●機構版ガイドライン策定														
	ISO(国際標準化機構)	●ISO29990:2010(非公式教育・訓練における学習サービス サービス事業者向け基本的要求事項)発行 <b>廃止</b>														
								<b>分離</b>			●ISO29993:2017(学習サービス)			●ISO21001:2018(マネジメント)		
	サービス ガイドライン (厚生労働省)	サービスガイドライン	●職業訓練サービスガイドライン策定 <b>見直し</b>													
		ガイドライン研修	●ガイドライン研修													
ガイドライン 適合事業所認定								●トライアルテスト			●適合事業所認定 本格実施			●認定マーク 策定		
インセンティブ付与		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     求職者支援訓練・都道府県が行う委託訓練の受託申請において、「ガイドライン研修」の受講が要件化(令和2年度までは経過措置)                 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     「ガイドライン適合事業所認定」認定事業所名をガイドライン適合事業所認定Webページ、審査認定機関Webページへ公表                 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     同訓練受託申請時に、「ガイドライン適合事業所認定」取得を加点化                 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     労働局、ハローワークへ認定事業所を紹介するポスターを提示                 </div>														



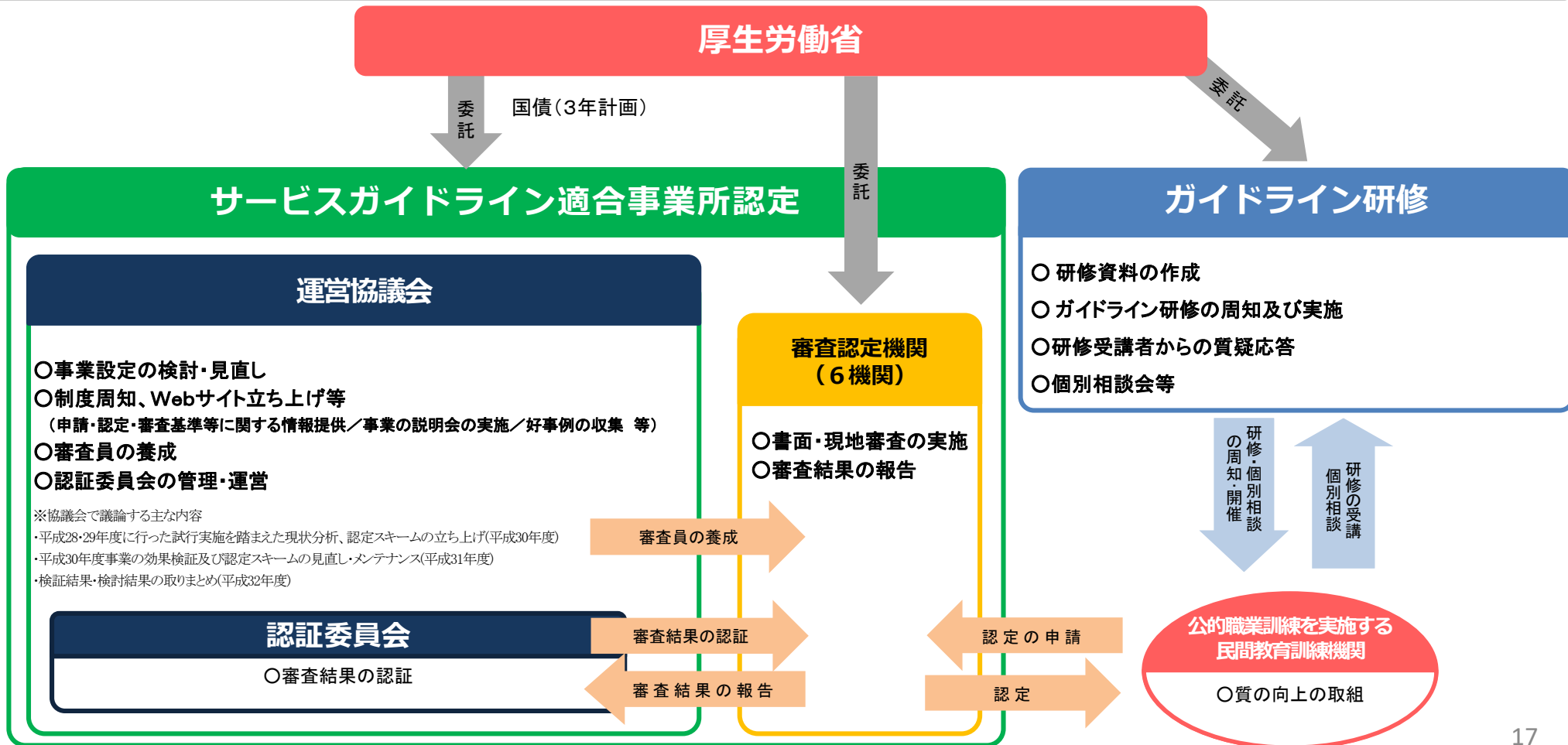
# 民間教育訓練機関に対する質向上の支援

## ①職業訓練サービスガイドライン研修

職業訓練サービスの質の向上に向けて、平成26年度よりガイドライン研修を実施するとともに、委託訓練及び求職者支援訓練を行う民間教育訓練機関については、平成30年度よりガイドライン研修の受講を要件化した(平成32年度末まで経過措置)。

## ②「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」

第10次職業能力開発基本計画において、「(略)ガイドラインに沿った取組を進める優良訓練機関の認定(スキーム)の検討等、民間教育訓練機関の提供する職業訓練サービスの質の向上に向けた取組を推進する。(略)」とされており、平成28年度及び29年度の試行実施を経て、平成30年度より審査認定事業を開始した。



# 質確保・向上に係る各事業の概要<ガイドライン研修>

## ガイドライン研修

### ●事業の趣旨・目的

・職業訓練サービスガイドラインの普及を図り、民間教育訓練機関が、PDCAサイクルを活用した職業訓練運営のために必要な知識・技能を習得するための研修を実施すること。

### ●事業概要

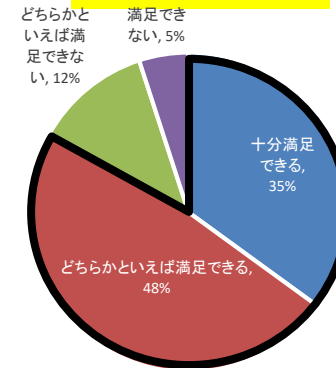
- ・平成26年度～平成29年度はJEED、平成30年度からは民間企業へ委託して実施。
- ・受講料は、6,000円/1名で、受講後に授与される修了証は5年間有効。
- ・研修は事前学習のe-ラーニングと、集合研修で行う座学、グループワークで構成。
- ・令和2年度より、ガイドライン研修の受講が、求職者支援訓練、都道府県が行う委託訓練の受託申請における要件となる。
- ・現在、求職者支援訓練、離職者訓練委託の際の要件としては、研修受講者の属性は定めず、「事業所に1名受講者がいること」を求めている。

### ●研修受講(修了)者数の推移

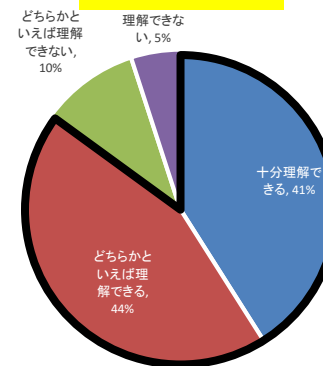
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
事業者数	1,258	474	315	306	488	
受講者数	1,652	912	615	619	668	4,466

### ●受講者アンケート結果(H30年度事業<関東・甲信越地域>における集計)

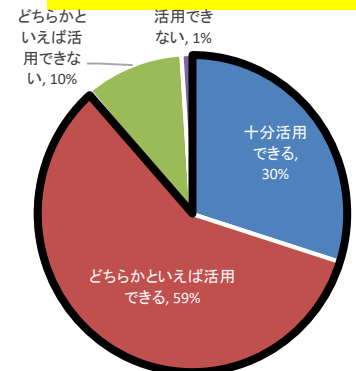
#### 研修の受講満足度



#### 研修の難易度



#### 研修の現業への活用度



(資料)平成30年度職業訓練サービスガイドライン研修モデル事業報告書

# 質確保・向上に係る各事業の概要<ガイドライン適合事業所認定>

## ガイドライン適合事業所認定

### ●事業の趣旨・目的

- ・平成24年度より、研修事業を通して職業訓練サービスガイドラインの理解、普及促進に向けた取組を進め、さらに民間教育訓練機関の自律的な質の向上を促すべく、認定制度を開始した。
- ・平成28年度、平成29年度の試行実施を経て、平成30年度より審査認定事業を開始した。

### ●事業概要

- ・審査・認定のスキーム

制度管理・運用は、運営受託団体事務局が行い、実際の審査を行うのは、ISO29990の審査経験を持つ機関や、業界団体が担う。最終的な認証行為は、認証委員会にて行われる。

### ●「ガイドライン適合事業所認定」制度 年度別審査認定の状況

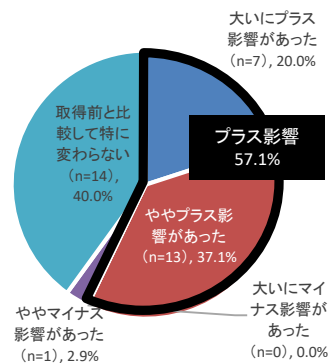
	申請数	審査数	不適合数	認定数
平成28年<トライアル>	21	15	4	14
平成29年<トライアル>	30	21	14	7
平成30年	31	30	2	20
令和元年(1月8日現在速報値)	20	-	-	-
合計	102	66	20	41

### ●主な審査業務と審査に係る費用

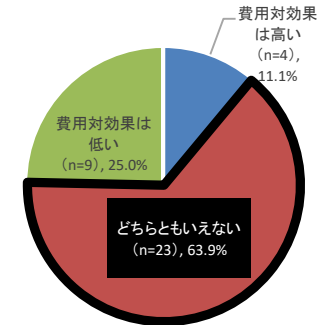
審査認定機関における申請から認定までの主な業務	目安金額
申請書類の確認	5万円
書類審査	15万円
補正・再提出・追加提出 * H30年度は、全ての審査案件において必要となった	10万円
現地審査の準備	-
現地審査	15万円
是正活動への対応	-
認証委員会に対する審査結果の報告	-
不適合の場合	-
申請機関に対する審査結果の通知	-
適合の場合	5万円
【認定登録料】 申請機関に対する審査結果の通知 適合事業所の登録・管理	-
合計	50万円(+現地審査旅費)

### ●「ガイドライン適合事業所認定」制度に関する民間教育訓練機関からの意見 (n=35、回収率85.4%)

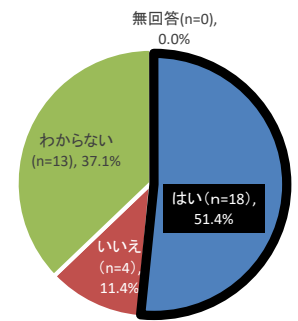
#### ガイドライン認定取得の影響



#### 認定取得の費用対効果



#### 有効期間満了後の再取得



(資料) 厚生労働省調べ

### ●本事業に関する認知向上に向けた取組

- ・主要都市7カ所において、認定制度の説明会を毎年実施
- ・認定マークを策定し、プレスリリースを実施
- ・周知広報チラシ、ポスターの作成
- ・人開メルマガ、JAVADAメルマガ、業界団体Webページや広報誌にて紹介

